

新規就農林水産業支援対策

市町村名	支援対策の内容	問い合わせ先
境港市	新規就農者の就農時の負担軽減を図るための補助制度。 農地の賃借料を就農後の5年間を全額(10/10)助成 就農初期の経営基盤整備の負担を5年間軽減(農家負担 1/2)	〒684-8501 境港市上道町3000 境港市水産農業課 TEL 0859-47-1049 FAX 0859-44-7957
	沖合漁業の体験がない新規沖合漁船員を受け入れる者 に対し、最長6ヶ月を限度に最低賃金相当額等を助成し、沖 合漁船員の確保を図る。	〒684-0034 境港市昭和町9-7 境港水産事務所 TEL 0859-42-3167 FAX 0859-42-3169
	その他水産業に関しては、沿岸漁業体験セミナーや高 校生漁業体験、農林水産業生活体験、漁業担い手育成研 修、漁業研修支援資金、漁業経営開始円滑化事業などの 事業があるものの、すべて県事業に係る制度であり、かつ 当初予算で計上されていないため、本調査の対象外として 扱っています。(対象事例が出た場合は、補正予算対応 等)	
大山町	(農業後継者養成奨学金給付事業) 将来本町において自立経営の後継者となるべき有用な人 材を養成する。 県立倉吉農業高等学校に就学する者に対して奨学金を 給付する。	〒689-3211 西伯郡大山町御来屋263-1 大山町教育委員会事務局学校教育 課 TEL 0859-54-5211 FAX 0859-54-5217
	(担い手農家育成事業) 新規就農の初期負担の軽減を図る。 就農後5年を限度に、営農に必要な機械・施設の導入に 対して助成を行う。(但しH19年度まで。H20以降の制度継 続を県に要望中)	〒689-3211 西伯郡大山町御来屋328 大山町農林水産課 TEL 0859-54-5205 FAX 0859-54-5216
	(漁業経営開始円滑化事業) 漁業協同組合が、新規就業者が新たに着業する際に必 要な漁船・機器等を整備し、新規就業者に貸し付けるた めの助成を行う。 初期の経営基盤の負担軽減、将来を担う漁業者の円滑 な確保を図る。	
南部町	(定年帰農セミナー) 本格就農のための年間8回の講座 対象者 町内在住者 定年後本格就農希望者 農家、非農家は問わず	〒683-0201 西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎産業課 TEL 0859-64-3783 FAX 0859-64-2183
	(就農基盤整備事業)今年度最終 認定就農者が就農に伴い機械・施設を借りて営農をする 場合(5年間) 平成19年採択最終年度 又は、自ら整備する場合に助成	
	(農地賃借料助成事業)今年度最終 認定就農者が就農に伴い農地を借りて営農する場合、賃 借料を助成(5年間)	
	(就農住宅整備事業)今年度最終 認定就農者が就農に伴い空家を借りて住む場合、修繕 費や家賃を助成(5年間)	
	(雇用条件改善事業(社会保険料掛金助成事業)) 雇用する新規林業労働者に係る健康保険及び農林年金 又は厚生年金の事業主負担に要する経費を助成(3年間)	

伯耆町	(就農基盤整備事業(県1/3、町1/6)) 新規就農者が就農時から5年以内に必要な機械、施設の整備に対して助成	〒689-4292 西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎 産業振興課 TEL 0859-62-0723 FAX 0859-62-7172
	(農業後継者育成奨学資金事業(町事業)) 農業の後継者で県立倉吉農業高等学校に就学する者に対し奨学金を給付する。(6,000円/月)	
日南町	(農業後継者奨学金(単町事業)) 県立倉吉農業高等学校に在学する者に対し、卒業後の就農を条件に、奨学金を支給。(月額6,000円)	〒689-5292 日野郡日南町霞800 日南町教育委員会 TEL 0859-82-1118 FAX 0859-82-0116
	(農地賃借料助成事業(県1/2 町1/2)) 新規就農者が、農地を借り入れて就農する場合、農地の賃借料を就農から5年間助成。(年額200,000円を限度)	〒689-5292 日野郡日南町霞800 日南町役場農林課 TEL 0859-82-1114 FAX 0859-82-1478
	(就農基盤整備事業(県1/3 町1/6)) 新規就農時(5年間を限度)に必要な機械、施設をJAが貸与、または認定就農者が整備。(1人当たり2,000万円を限度)	